

申告書②

a. 算定基礎賃金等の報告 (賃金関係事項) (青枠の用紙)

- 〈手続の流れ〉 1. 平成31年4月～令和2年3月までの労働分の賃金 (通勤手当等を含んだ総支給額、賞与を含む) をご記入ください。
 2. 会社ゴム印・代表者印を押し印の上、**青色の返信用封筒**にて**ご返送**ください。
 3. 申請書①提出以降に所在地等変更があった場合は、赤字で訂正の上でご返送ください。

※メール送信の場合は必ずご記入ください。

申告書②
 形態コード(5桁) 462-0002 名古屋市北区清水1-13-1
 労働保険料算定基礎賃金等の報告
 労働者番号(10桁) 2313102 995090 345
 労働者種別(2桁) 2
 事業場番号(10桁) 2302 202976 6
 事業場名 東ノ内商会 (株)
 事業主名 鈴木一郎 代表者印
 事業場TEL: 052-961-1666 (TEL: 052-962-0421)

項目	D 常用労働者		E 役員で労働者扱いの者		F アルバイト		G 退職者		H 被保険者		I 役員で被保険者扱いの者		J 合計	
	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
1月	3	601,416.16	1	354,000.00	4	957,416.16	1	210,000.00	2	401,481.17	3	602,962.33	1	1,046,533.33
2月	3	653,441.17	1	354,000.00	4	1,007,441.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	652,962.33	1	1,117,903.33
3月	3	602,189.17	1	354,000.00	4	956,189.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	601,670.33	1	1,128,903.33
4月	3	615,281.17	1	354,000.00	4	969,281.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	614,762.33	1	1,179,763.33
5月	3	678,213.17	1	354,000.00	4	1,032,213.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	676,694.33	1	1,348,797.33
6月	3	641,112.17	1	354,000.00	4	995,112.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	642,593.33	1	1,205,693.33
7月	3	571,871.17	1	354,000.00	4	925,871.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	573,352.33	1	1,127,353.33
8月	3	401,481.17	1	354,000.00	4	755,481.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	402,962.33	1	856,443.33
9月	3	403,211.17	1	354,000.00	4	757,211.17	1	210,000.00	2	401,481.17	3	404,692.33	1	858,183.33
10月	3	1,213,189.17	1	781,400.00	4	2,024,589.17	1	420,000.00	2	401,481.17	3	1,214,970.33	1	2,436,550.33
11月	3	1,318,111.17	1	1,154,000.00	4	2,472,111.17	1	420,000.00	2	401,481.17	3	1,319,592.33	1	2,891,683.33
12月	3	1,257,414.14	1	1,154,000.00	4	2,411,414.14	1	420,000.00	2	401,481.17	3	1,258,895.33	1	2,869,309.33
合計	36	9,245,107.00	12	4,257,414.14	48	13,502,521.14	12	2,520,000.00	24	9,245,107.00	36	17,152,614.00	12	5,273,403.33

※必ずご記入、押印ください。
 ※代表者印をお忘れなくお願いします。

ご注意ください！こんな誤り

①源泉徴収後の賃金を誤記入

総支給額で記入
 労働保険の申告対象となるのは、税金、社会保険料を控除する前の、諸手当を含んだ総支給額です。
 また、賞与も忘れずにご記入ください。

②通勤手当を含めなかった

通勤手当も含める
 税金等と異なり労働保険は、通勤手当も申告対象です。
 定期券の現物支給も購入額を支給対象月数で割り、各月に算入ください。

③アルバイトの賃金を未記入

全労働者の賃金を記入
 労働保険は従業員だけでなく、アルバイト、パートタイマーも対象です。
 勤務期間・時間の短い方も漏らさず賃金をご記入ください。

書類提出/令和2年
4月3日(金)まで
 データによる提出について
 データをメールにて送信の場合は提出期限が
令和2年4月13日(月)となります。
 詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

- D 労災保険記入欄**
 各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。
 (建設業の工場、事務所の労災保険については、該当業務従事者分の人員、賃金を記入ください。)
- (1) 常用労働者 雇用保険に加入している労働者全員
 - (2) 役員で労働者扱いの者 法人会社の役員で労働者扱いされている者 (税法上の役員報酬部分を除く)
 - (3) 臨時労働者 雇用保険に加入していないパートタイマー、アルバイト
 - (4) 合計 上記の(1)(2)(3)の合計額

- E 雇用保険記入欄**
 各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。
- (5) 被保険者 雇用保険に加入している労働者全員 ((8)の高年齢労働者を含み、(6)の役員被保険者を除く)
 - (6) 役員で被保険者扱いの者 雇用保険の業務役員の届出をしている方 (税法上の役員報酬部分を除く。被保険者扱いするには職安への届出が必要です)
 - (7) 合計 上記の(5)(6)の合計額
 - (8) うち高年齢労働者分 上記の(5)(6)のうち、満64歳以上の高齢者 (昭和30年4月1日以前に生まれた者) 報告書左下 F 欄の雇用保険免除高年齢労働者氏名も記入。

④退職者賃金を含めなかった

退職者の賃金も含める
 すでに退職された労働者であっても、平成31年4月以降に賃金の支払いが認められ、労働保険料の算定対象となります。

⑤事業主等の賃金を誤算入

労働者、雇用保険被保険者の賃金を記入
 事業主等の労働保険適用除外者の取入は、賃金に含まないでください。詳しくは労働保険適用除外者(10ページ)をご覧ください。

⑥現場作業員の賃金を誤算入

該当業務従事者の賃金のみ記入
 建設業の工場、事務所の労災保険は、工事現場作業者の全賃金を含める必要はありません。該当業務従事者の賃金を記入ください。